

平成23年度青森県介護サービス情報の公表に係る報告、調査及び情報公表計画

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」（以下「報告計画」という。）、第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」（以下「調査計画」という。）及び第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」（以下「情報公表計画」という。）を次のとおり定める。

平成23年 6月 6日

青森県知事 三村申吾

1 計画の基準日

平成23年1月1日

2 計画の期間

平成23年 6月 6日から平成24年3月31日まで

3 各計画の対象となる事業者

(1) 報告計画

別紙1「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧」のうち、平成23年度に新たに介護サービスを開始する事業者及び平成22年度に基本情報未報告事業者とする。

(2) 調査計画

調査事務を実施しないため対象事業者なしとする。

(3) 情報公表計画

平成23年度報告計画の対象となる事業者及び平成22年度公表済みである事業者とする。

4 報告及び公表を行う時期

別紙2「介護サービス情報の公表に伴う報告、調査及び情報公表計画一覧表」のとおり。

5 事業者の報告の方法

(1) インターネットによる方法

青森県指定情報公表センター（以下「情報公表センター」）から対象事業者に報告

依頼を行い、事業者は厚生労働省が設置する公表用システムサーバー（以下「サーバー」という。）を利用し直接入力する。

(2) インターネット以外による方法

情報公表センターから対象事業者に報告依頼を行い、事業者は紙または電子媒体等で情報公表センターへ提出し、提出を受けた情報公表センターがサーバーに入力する。

※社会福祉法人青森県社会福祉協議会（青森県介護サービス情報公表センター）

住所：〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ2階

TEL：017-723-1391

FAX：017-723-1394

6 事業者の報告の受理開始及び提出期限

受理開始は報告月の1日とし、提出期限日は、報告月の末日までとする。